

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	母子父子寡婦福祉資金貸付事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松山市は、母子父子寡婦福祉資金貸付事務での特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の流出その他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な対策を実施することにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

・内部による不正利用防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、2要素認証(ID・パスワード・生体認証(顔認証))により操作者を限定するとともに、その追跡調査のために使用履歴を5年間保存している。

## 評価実施機関名

松山市長

## 公表日

令和7年3月7日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子父子寡婦福祉資金貸付事務
②事務の概要	【事務全体】 母子家庭の母又は児童、父子家庭の父又は児童、寡婦又はその扶養している子、母子・父子福祉団体に12種類の資金を無利子または低利で貸付を行い、ひとり親家庭及び寡婦の経済的自立の助長を図り、あわせてその児童の福祉を増進する。 【事務の内容】 ①母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付申請書を審査する。 ②貸付決定者への通知及び借用書受理後に定められた日に貸付金を支払う。 ③住所、氏名等の変更、償還方法等の変更があった場合は、変更処理を行う。 ④償還開始の方へ、事前通知を行う。 ⑤償還がなされない方へ電話や文書により督促を行う。 ⑥滞納者に対し、償還推進員により訪問による調査、交渉、徴収を行う。
③システムの名称	母子父子寡婦福祉資金貸付管理システム、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
借主ファイル、連帯借主ファイル、連帯保証人1ファイル、連帯保証人2ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	○番号法第9条第1項 別表 63の項 ○番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第34条 ○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第5条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	○番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 ・情報提供の根拠 42、125、161の項 ・情報照会の根拠 88の項 ○番号法第19条第8号に基づく主務省令 ・情報提供の根拠 第44条第1号リ、第127条第1号リ ・情報照会の根拠 第90条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども家庭部子育て支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	松山市総務部文書法制課 790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 TEL(089-948-6866)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	松山市子ども家庭部子育て支援課 〒790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 Tel(089-948-6418)
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・マイナンバー利用事務においては、本人からのマイナンバーの取得を徹底している。また、特定個人情報を取り扱う場合は、複数人での確認を行うなど、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある文書は施錠できる保管場所に保管している。	

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検                      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査                      [    ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[    十分に行っている    ]</div> <div style="text-align: right;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p> </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [    ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]</div> </div> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業者に対する教育・啓発</li> </ol>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[    十分である    ]</div> <div style="text-align: right;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
判断の根拠	内部による不正利用防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、2要素認証(ID・パスワード・生体認証(顔認証))により操作者を限定するとともに、その追跡調査のために使用履歴を5年間保存している。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月26日	Ⅱ-1	平成27年1月1日 時点	平成28年3月31日 時点	事後	時点修正
平成28年8月26日	Ⅱ-2	平成27年1月1日 時点	平成28年3月31日 時点	事後	時点修正
平成29年9月6日	I-5	子育て支援課長 白石 浩人	課長 横山 憲	事後	人事異動による変更
平成29年9月6日	Ⅱ-1	平成28年3月31日 時点	平成29年3月31日 時点	事後	時点修正
平成29年9月6日	Ⅱ-2	平成28年3月31日 時点	平成29年3月31日 時点	事後	時点修正
平成31年2月14日	Ⅱ-1	平成29年3月31日 時点	平成30年3月31日 時点	事後	時点修正
平成31年2月14日	Ⅱ-2	平成29年3月31日 時点	平成30年3月31日 時点	事後	時点修正
令和2年3月19日	Ⅱ-1	平成30年3月31日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	時点修正
令和2年3月19日	Ⅱ-2	平成30年3月31日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	時点修正
令和3年1月29日	Ⅱ-1	平成31年3月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	時点修正
令和3年1月29日	Ⅱ-2	平成31年3月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	時点修正
令和3年11月11日	I-4②	○番号法第19条第7号 別表第二	○番号法第19条第8号 別表第二	事後	国の根拠法令の改正
令和3年11月11日	Ⅱ-1	令和2年3月31日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	時点修正
令和3年11月11日	Ⅱ-2	令和2年3月31日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	時点修正
令和4年11月11日	表紙 特記事項	ID及びパスワード又は生体認証	2要素認証(ID・パスワード・生体認証(顔認証))	事後	認証方式の変更に伴う修正
令和4年11月11日	I-3	○番号法第9条第1項 別表第一 37の項 ○番号法別表第一主務省令 第29条	○番号法第9条第1項 別表第一 37の項 ○番号法別表第一主務省令 第29条 ○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第5条	事後	国の根拠法令の改正
令和4年11月11日	Ⅱ-1	令和3年3月31日 時点	令和4年3月31日 時点	事後	時点修正
令和4年11月11日	Ⅱ-2	令和3年3月31日 時点	令和4年3月31日 時点	事後	時点修正
令和5年11月13日	I-5	保健福祉部	子ども家庭部	事後	部局名の変更
令和5年11月13日	I-8	保健福祉部	子ども家庭部	事後	部局名の変更
令和5年11月13日	Ⅱ-1	令和4年3月31日 時点	令和5年3月31日 時点	事後	時点修正
令和5年11月13日	Ⅱ-2	令和4年3月31日 時点	令和5年3月31日 時点	事後	時点修正
令和6年11月29日	表紙 特記事項	・当事務に用いるシステムの利用にあつては、内部による不正防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、2要素認証(ID・パスワード・生体認証(顔認証))によるアクセス制限、利用可能端末の制限、システム操作者の使用記録を保存する等の対策を講じる。 ・外部からの当該システムへのアクセスを制限し、責任者の許可がある場合を除く外部への情報資産の送付及び持ち出し並びに外部における情報処理を禁止する等、情報漏えいに対する対策を講じる。 ・当システムの維持管理等を外部署者に委託する際は、当該事業者との契約において個人情報取扱特記事項を締結し、当該事業者に個人情報保護のための措置を講じること等を義務付ける。	・内部による不正利用防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、2要素認証(ID・パスワード・生体認証(顔認証))により操作者を限定するとともに、その追跡調査のために使用履歴を5年間保存している。	事後	特記事項の内容変更
令和7年3月7日	I-3	○番号法第9条第1項 別表第一 43の項 ○番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第34条	○番号法第9条第1項 別表 63の項 ○番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第34条	事後	国の根拠法令の改正
令和7年3月7日	I-4②	○番号法第19条第8号 別表第二 ・情報提供の根拠 26、30、87の項 ・情報照会の根拠 63の項 ○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・情報提供の根拠 第19条第1号ト、第44条第1号ト ・情報照会の根拠 第34条	○番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 ・情報提供の根拠 42、125、161の項 ・情報照会の根拠 88の項 ○番号法第19条第8号に基づく主務省令 ・情報提供の根拠 第44条第1号リ、第127条第1号リ ・情報照会の根拠 第90条	事後	国の根拠法令の改正
令和7年3月7日	Ⅱ-1	令和5年3月31日 時点	令和6年3月31日 時点	事後	時点修正
令和7年3月7日	Ⅱ-2	令和5年3月31日 時点	令和6年3月31日 時点	事後	時点修正